

第4回 緑の基本計画検討部会（京都市都市緑化審議会）

配付資料一覧

1 次第

2 委員名簿

資料1

3 座席表

資料2

4 説明資料

資料3

5 関係法令等

資料4

- ・京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）
及び京都市都市緑化審議会規則
- ・都市緑地法（抄）

第4回 緑の基本計画検討部会

次第

日 時 令和7年1月31日（金）午後2時00分～午後4時00分

場 所 京都市役所分庁舎4階 第4会議室

次 第

1	開 会	永田みどり政策推進室長
---	-----	-------------

2	審 議	
---	-----	--

次期計画の素案（全体像）

3	閉 会	朝山事業促進担当部長
---	-----	------------

京都市都市緑化審議会

緑の基本計画検討部会 委員名簿

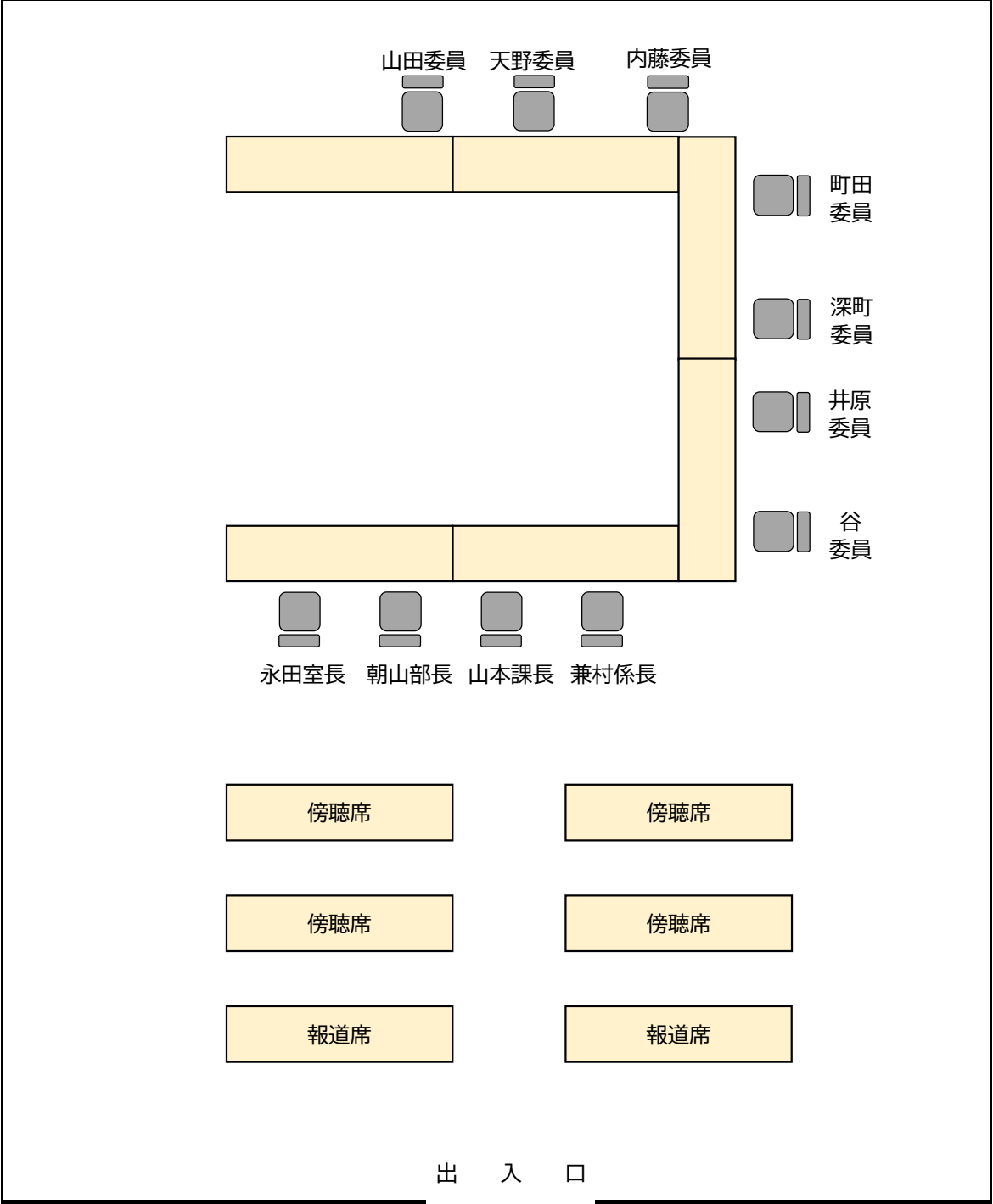
(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属 等 ※
あまの はるみ 天野 晴美	京都府私立幼稚園PTA連合会 参与
いはら ゆかり 井原 縁	奈良県立大学地域創造学部 教授
たに ともこ 谷 萌子	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会 代表者会議代表者
ないとう ひかり 内藤 光里	市民公募委員
ふかまち かっえ 深町 加津枝	京都大学大学院 地球環境学堂地球親和技術学廊 准教授
まちだ まこと 町田 誠	一般財団法人公園財団 常務理事
やまだ とよひさ 山田 豊久	一般社団法人京都造園建設業協会 会長

※ 令和7年1月31日時点

第4回 緑の基本計画検討部会
(令和7年1月31日 午後2時～4時)

座席表
(於:京都市役所 分庁舎第4会議室)



第4回 緑の基本計画検討部会

説明資料

<2025.01.31 京都市都市緑化審議会 緑の基本計画検討部会>

目次

スケジュール

前回部会を踏まえた変更点

案

全体の構成(目次)

案

表紙

案

魅力発信パート (1章～4章)

案

計画パート (5章～7章)

案

素案の全体像

目次

スケジュール

前回部会を踏まえた変更点

案

全体の構成(目次)

案

表紙

案

魅力発信パート (1章～4章)

案

計画パート (5章～7章)

案

素案の全体像

3

スケジュール

2024年度

2024.06.10 審議会
諮問

済

2024.06.17 部会 ①
基本理念・将来像・基本方針・目標の方向性

済

2024.09.03 審議会
理念・方針等の審議

済

2024.07.22 部会 ②
基本理念・基本方針の案文 / 将来像・目標・紙面の方向性

済

2024.11.01 部会 ③
みどりの展望・指標・施策の方向性の案

済

2025春頃 審議会
素案の全体像の審議

2025.01.31 部会 ④
素案の全体像の審議

本日

2025年度

審議会(3回程度)
答申案の審議／答申

部会
答申案の作成

庁内調整

市民意見募集

計画策定

4

目次

スケジュール

前回部会を踏まえた変更点

案

全体の構成(目次)

案

表紙

案

魅力発信パート (1章～4章)

案

計画パート (5章～7章)

案

素案の全体像

5

変更点①

みどりの展望 - 鳥瞰図

■ 鳥瞰図の分かりやすさ向上

第3回検討部会でのご意見

- ✓ 公園や社寺、街路樹等がリアルにイメージできるものにするには、市街地だけにフォーカスした方が良いのではないか

前回案(市域全域)



前回案(市街地)



「市域全域」スケールはそのまま、「市街地」スケールをより近景にする

* Google Earth 及び「国土数値情報(都市地域データ、河川データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>) を元に京都市作成

6

変更点①

みどりの展望 - 鳥瞰図

前回案をそのままズーム

- 川
- 街路樹
- 公園
- 農地
- 社寺



©2025 Google Airbus, Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO, Landsat / Copernicus

* Google Earth 及び「国土数値情報(都市地域データ、河川データ、農業地域データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html>) を元に京都市作成

7

変更点①

みどりの展望 - 鳥瞰図

詳細スケール(イメージ)

岡崎エリア



©2025 Google Airbus, Landsat / Copernicus, Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO, Data Japan Hydrographic Association, Data LDEO-Columbia, NSF

* Google Earth 及び「国土数値情報(河川データ、農業地域データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html>) を元に京都市作成

8

変更点①

みどりの展望 - 鳥瞰図

詳細スケール(イメージ)

自然エリア



© 2025 Google Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO Landsat / Copernicus Airbus Data LDEO-Columbia, NSF

* Google Earth 及び「国土数値情報(河川データ、農業地域データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html>) を元に京都市作成

9

変更点①

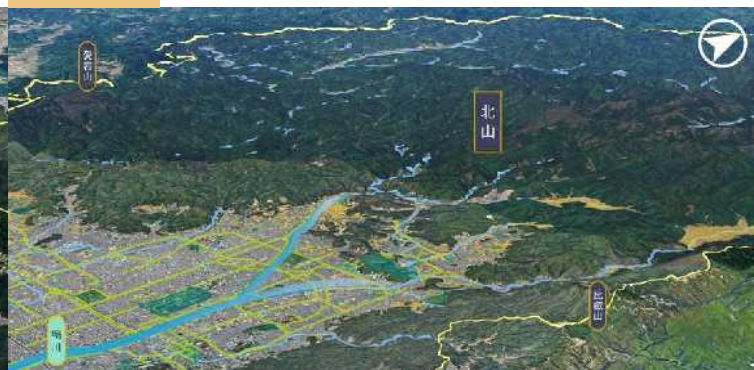
みどりの展望 - 鳥瞰図

南から

北山



© 2025 Google Airbus, Landsat / Copernicus, Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO, Data Japan Hydrographic Association



© 2025 Google Airbus, Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO, Landsat / Copernicus, Data Japan Hydrographic Association

東山

西山



© 2025 Google Airbus, Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO, Data Japan Hydrographic Association, Landsat / Copernicus, Data LDEO-Columbia, NSF



© 2025 Google Airbus, Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO, Landsat / Copernicus

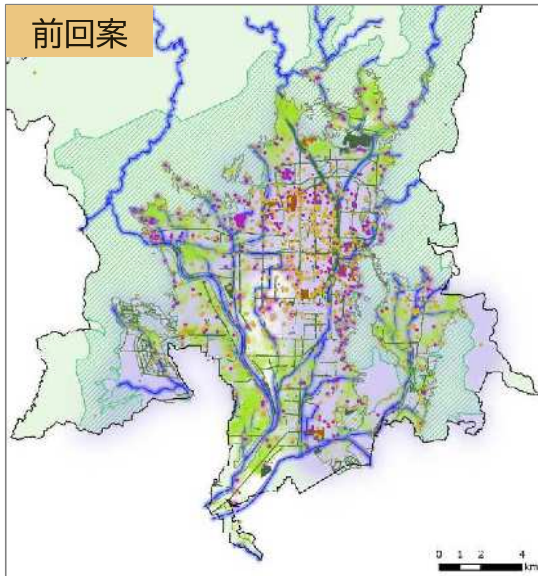
* Google Earth 及び「国土数値情報(都市地域データ、河川データ、農業地域データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html>) を元に京都市作成

10

■「豊かな暮らし」平面図の改善

第3回検討部会でのご意見

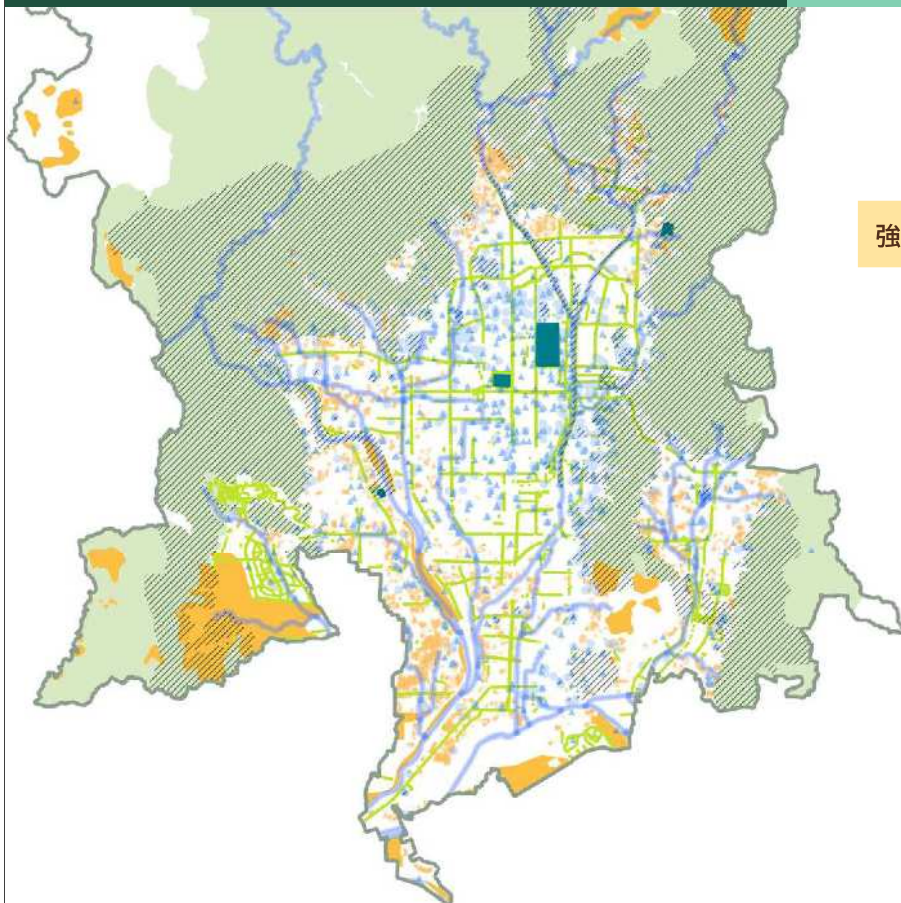
- ✓ 他の平面図と比べてレイヤーが多く、ポイントがわかりづらい
- ✓ 京都ならではの風致景観を生み出すみどりの骨格を、もっと浮き立たせるとよい



- ・ 要素を取捨選択し、見やすくする
- ・ 不足していた要素(京都御苑等)を追加する
- ・ みどりの骨格となる山すその保全状況がわかりやすいよう、見せ方を工夫する

*「国土数値情報(都市地域データ、河川データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>) を元に京都市作成

11



凡例

強調

追加

- 法令による保全エリア※
- 風致地区
- 川(一級河川)
- 街路樹
- 御苑・御所・離宮
- 農地(生産緑地を含む)
- 社寺(史跡、名勝、世界遺産を含む)
- 保存樹・区民の誇りの木

※「法令による保全エリア」は、以下のいずれか又は複数に該当する範囲を示す。

- 歴史的風土保存区域
 - 歴史的風土特別保存地区
 - 自然風景保全地区
 - 特別緑地保全地区
(近郊緑地特別保存地区を含む)
 - 近郊緑地保全区域
- 古都の景観を守る
- 山並みの自然風景を守る
- 緑地を市街化から守る

*「国土数値情報(都市地域データ、河川データ、農業地域データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html>) を元に京都市作成

12

■ 施策の方向性「にぎわい」について

第3回検討部会でのご意見

- ✓ 「にぎわい」がどういうものかが、抽象的でわかりにくい
- ✓ にぎわいの「場」作りと、にぎわいに向けた「誘引力」のいずれを指すのか、整理が必要
- ✓ 「文化・くらし・にぎわい」の並びとする方が取っつきやすい

前回案 施策の方向性「にぎわい」 都市の活力やシンボルとなり人を引き付けるみどりを形成する

「にぎわい」自体よりも、人とみどりの関わりの多様な展開が重要

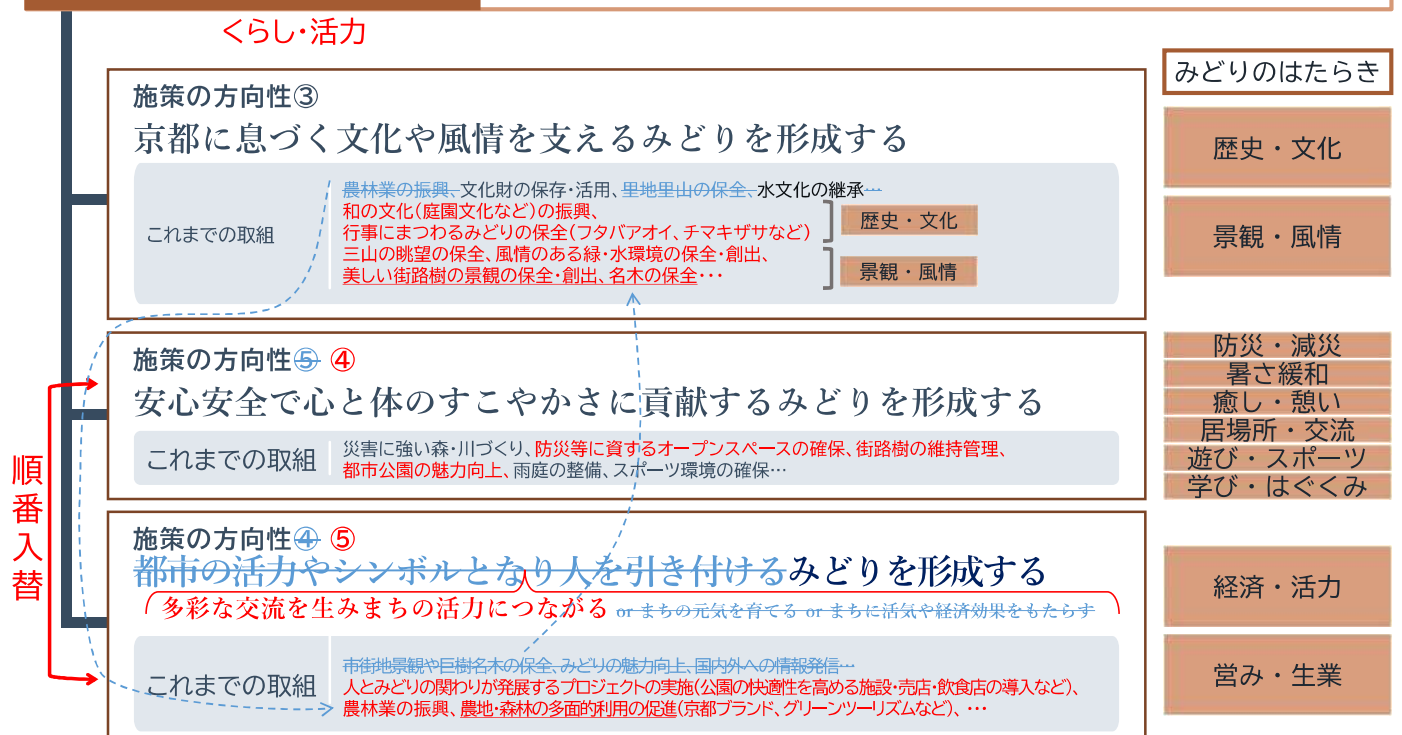
「都市の活力」のニュアンスがわかりにくい

「シンボル」の内容が、別の施策の方向性(文化)と重複する

- ・ 視点としての「にぎわい」を「活力」に修正する
- ・ 「都市の活力」・「シンボル」という単語を変更し、より具体的に、「多彩な交流」・「まちの活力」とする

修正案(見え消し)

方針2：文化・にぎわい・くらしの視点 絆と文化をみどりで紡ぎ、豊かで安心なくらしをはぐくむ



修正案 - 各方向性のタイトル変更

point 施策の方向性の内容を連想しやすいタイトルに

方針1：環境・生物の視点

多様ないのちに寄り添い、
持続可能なまちをめざす

方針2：文化・くらし・活力の視点

絆と文化をみどりで紡ぎ、
豊かで安心なくらしをはぐくむ

方針3：連携・マネジメントの視点

みどりとひとの輪を広げ、
後世に庭園文化都市をつなぐ

施策の方向性① 豊かな自然環境 環境

持続可能な都市の基盤となるみどりを守り育てる

施策の方向性② 多様な生きもの 生物

生物多様性の保全・回復につながるみどりを守り育てる

施策の方向性③ 京都の文化と風情 文化

京都に息づく文化や風情を支えるみどりを形成する

施策の方向性④ 安心で元気なくらし くらし

安心安全で心と体のすこやかさに貢献するみどりを形成する

施策の方向性⑤ 多彩な交流とまちの活力 にぎわい

多彩な交流を生みまちの活力につながるみどりを形成する

施策の方向性⑥ 地域力の発揮 連携

多様な主体との連携によりみどりの質を高める

施策の方向性⑦ 造園力の活用 マネジメント

世界に誇る造園力を活かしみどりの質を高める

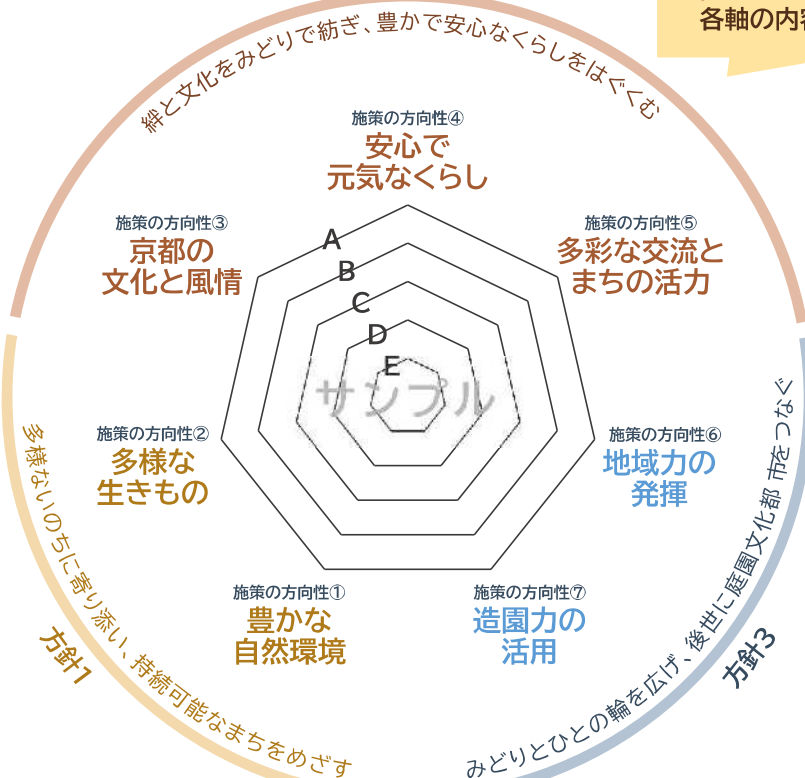
point

京都の多様な主体が
連携(協力)することで
生まれる力を、
「地域力」と表現

修正案 - 各方向性のタイトル変更

方針2

point レーダーチャート上でも
各軸の内容がイメージしやすい



目次

スケジュール

案
前回部会を踏まえた変更点

案
全体の構成(目次)

案
表紙

案
魅力発信パート (1章～4章)

案
計画パート (5章～7章)

素案の全体像

17

素案の全体像

全体の構成(目次)

パート分け	章	章タイトル	
魅力発信パート	1	理念	約40ページ (見開き)
	2	みどりの魅力	
	3	みどりの展望	
	4	メッセージ	
計画パート	5	計画の概要	約35ページ (見開き)
	6	方針・施策の方向性	
	7	各みどりの方向性	
	—	資料編	

審議のポイント

本部会の説明は、各誌面の具体的なイメージ、レイアウト、主な記載事項に関するもの
→「分かりやすさ」「内容に過不足がないか」の議論・審議

※本文の詳細な内容は、来年度の部会にて審議予定

18

(空白)

目次

スケジュール

前回部会を踏まえた変更点

全体の構成(目次)

表紙

魅力発信パート (1章～4章)

計画パート (5章～7章)

案

案

案

案

案

素案の全体像

章タイトル	内容
表紙	表紙及び裏表紙

この章の意図

一般の方にとって取っつきやすく、読んでみたくなるような計画の表紙とする

留意点

- ✓ 「京都市みどりの基本計画」の名称を前面に出さない
- ✓ 山紫水明をテーマとする、魅力的で美しい写真を使用する

20



21

(空白)

目次

スケジュール

前回部会を踏まえた変更点

全体の構成(目次)

表紙

魅力発信パート (1章～4章)

計画パート (5章～7章)

案

案

案

案

案

素案の全体像

魅力発信	1	理念
	2	みどりの魅力
	3	みどりの展望
	4	メッセージ
計画	5	計画の概要
	6	方針・施策の方向性
	7	各みどりの方向性
	—	資料編

章タイトル	内容
理 念	理念本文の提示と解説

この章の意図

都市におけるみどりの意義や、本計画がめざすみどりの姿を示す

留 意 点

point 理念自体は格調高く

- ✓ 説明文は誰にでも分かるような言葉を用いて、簡潔に
- ✓ 「みどりならではの」「京都ならではの」理念であるように

point 理念の説明文は、平易でわかりやすく

23

理念の提示

案



写真：京都市みどり政策推進室 撮影

理念の説明文

24

point あらゆる
みどりを紹介

この章の意図

留意点

- 25

26

魅力発信	1	理念
	2	みどりの魅力
	3	みどりの展望
	4	メッセージ
計画	5	計画の概要
	6	方針・施策の方向性
	7	各みどりの方向性
	—	資料編

章タイトル	内容
みどりの展望	鳥瞰図、平面図、イラストの提示・解説

この章の意図

京都市のみどりの展望について、視覚的なイメージを共有する

留意点

- ✓ 鳥瞰図： 鳥が上空からまちを見下ろしたアングルで、みどりの全体像や、つながりの状況を図示する
- ✓ 平面図： 平面的な地図上で、みどりの分布や、まちやくらしに対するみどりのはたらきを図示する
- ✓ イラスト： 身近なくらしとみどりの接点、理想的なみどりの姿をイラスト化する

市街地

図の内容解説

案

鳥瞰図

市街地

凡例

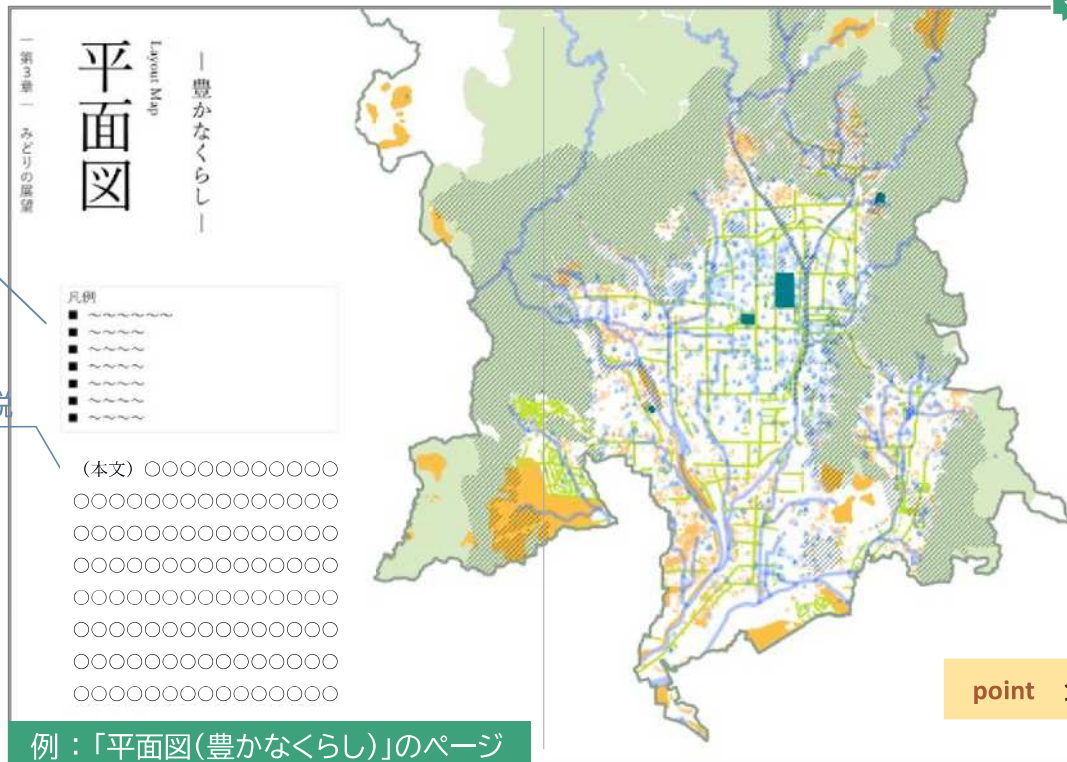
（本文）

市域全域

例：「鳥瞰図(市街地)」のページ

©2025 Google Airbus, Landsat / Copernicus, Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO, Data Japan Hydrographic Association, Data LDEO-Columbia, NSF

* Google Earth 及び「国土数値情報(都市地域データ、河川データ、農業地域データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>, <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html>) を元に京都市作成



凡例

図の内容解説

例：「平面図(豊かなくらし)」のページ

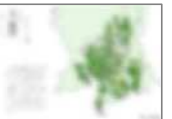
持続可能なまち



安心なくらし



みどりとひとの輪

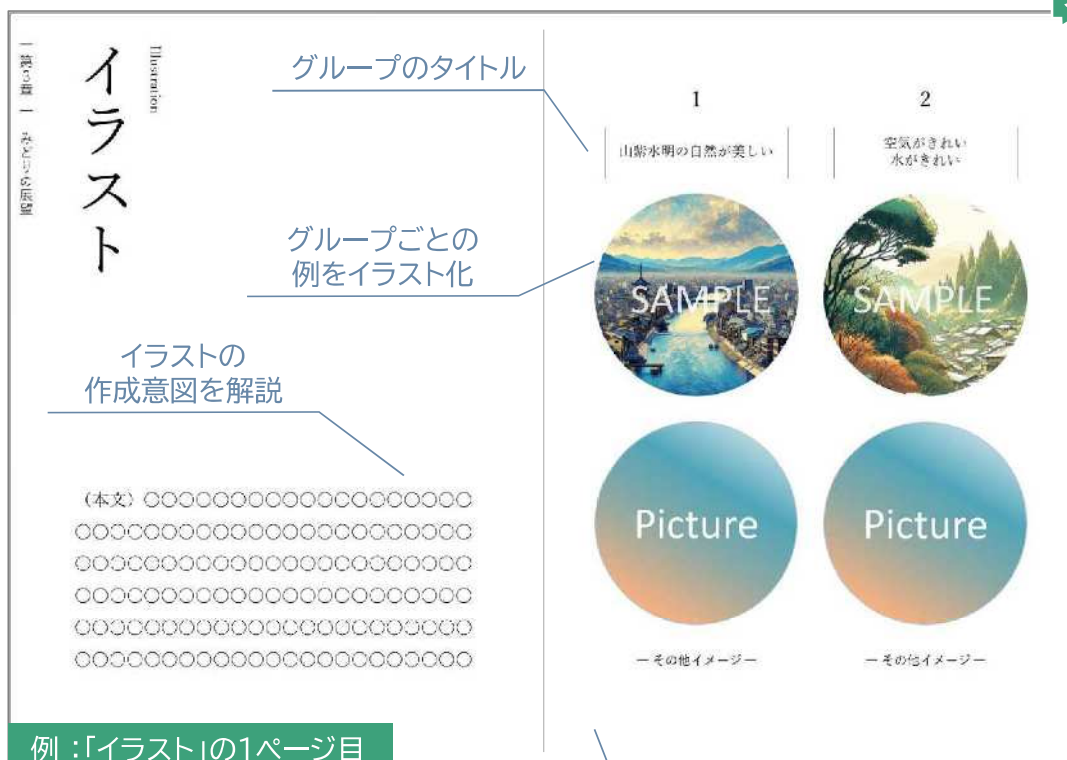


point 全4パターン

計4ページ

* 「国土数値情報(都市地域データ、河川データ、農業地域データ)」国土交通省(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A09.html>、<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-W05.html>、<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A12.html>) を元に京都市作成

29



グループのタイトル

グループごとの
例をイラスト化イラストの
作成意図を解説

例：「イラスト」の1ページ目

イラスト：AIによる生成画像を加工(仮のイメージ)

例以外のイメージも
文章で記載

計5ページ

30

魅力発信	1	理念
	2	みどりの魅力
	3	みどりの展望
	4	メッセージ
計画	5	計画の概要
	6	方針・施策の方向性
	7	各みどりの方向性
	—	資料編

章タイトル	内容
メッセージ	・京都にお住まいの方 ・京都で事業を行われている方 ・京都を訪れる方 へのメッセージ

この章の意図

京都市に関わりのある方々に対し、本計画として協力していただきたいことを示す

留意点

- ✓ 計画をご覧いただいた方の、「では、何をすればよいのか」「では、何ができるのか」といった疑問に向けたものとする
- ✓ 読者の立場別に誌面を作成し、協力していただきたいことを、分かりやすく具体的に示す
- ✓ シチュエーションを想像しやすいよう、写真や図と合わせて掲載する

案



例：「京都にお住まいのみなさまへ」のページ

シチュエーションに合致する
写真・図を掲載

計3ページ

(空白)

目次

スケジュール

前回部会を踏まえた変更点

全体の構成(目次)

表紙

魅力発信パート (1章～4章)

計画パート (5章～7章)

案

案

案

案

案

素案の全体像

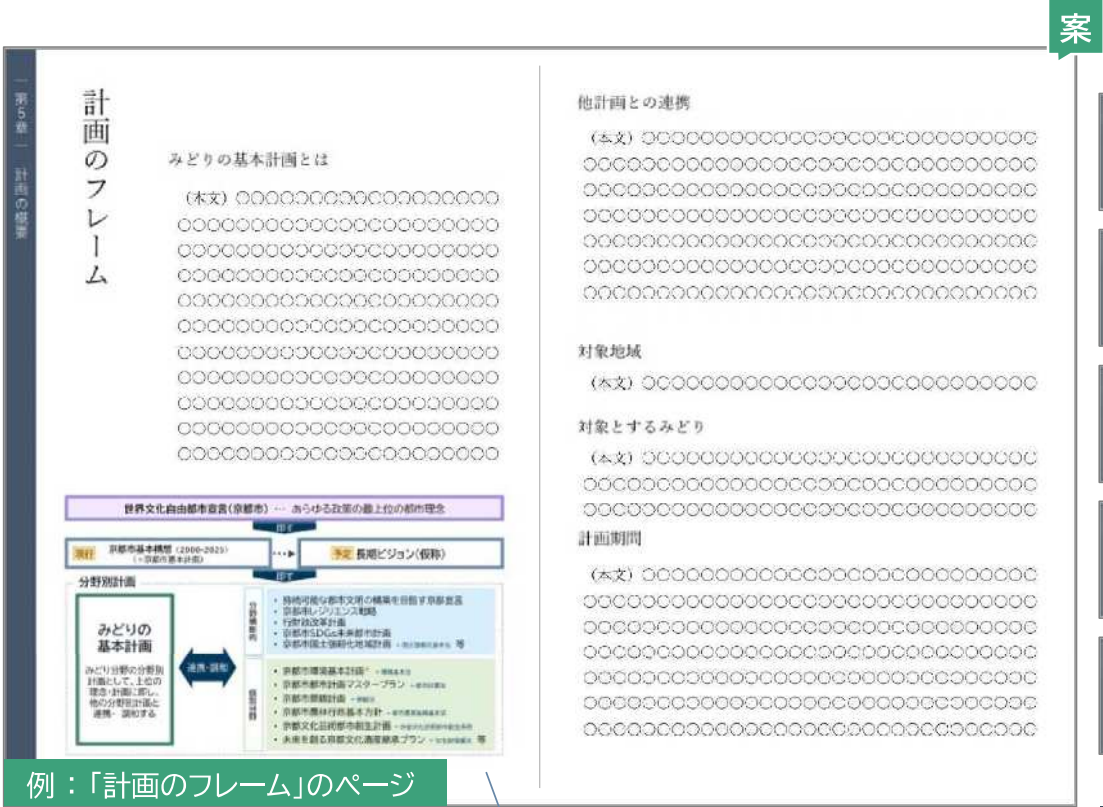
魅力発信	1	理念
	2	みどりの魅力
	3	みどりの展望
	4	メッセージ
計画	5	計画の概要
	6	方針・施策の方向性
	7	各みどりの方向性
	—	資料編

章タイトル	内容
計画の概要	計画の位置づけ、背景等

この章の意図

法定計画として記載が必要な事項や、計画の背景・前提となる情報の提示

記載内容	詳細
計画のフレーム	計画期間、対象地域、対象となる「みどり」、計画の位置づけ 等
みどりのはたらき	みどりが持つ様々なはたらきの解説
みどりに関する社会背景	近年のみどりを取り巻く社会情勢の変化やトピック
評価・モニタリング方法	計画の評価・モニタリング方法や、評価指標、目標



図等を用いて読みやすく

魅力発信	1	理念
	2	みどりの魅力
	3	みどりの展望
	4	メッセージ
計画	5	計画の概要
	6	方針・施策の方向性
	7	各みどりの方向性
	—	資料編

章タイトル	内容
方針・施策の方向性	方針、施策の方向性の提示・解説

この章の意図

本計画の理念実現に向けた、みどりの「方針」・「施策の方向性」を示す

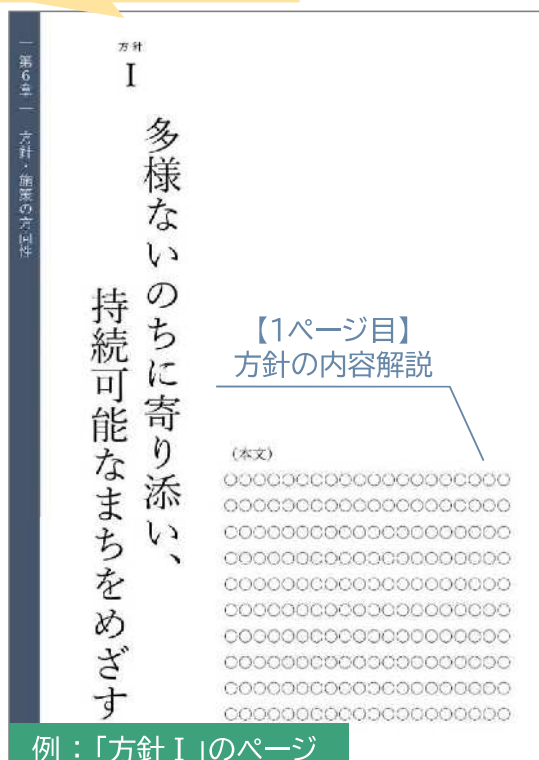
留意点

- ✓ 方針：説明文は誰にでも分かるような言葉を用いて、簡潔に
- ✓ 施策の方向性：具体的にイメージしやすいよう、関連するキーワードを掲載

point 方針は全3つ

方針・施策の方向性の
イメージにつながる写真

案



写真：京都市みどり政策推進室 撮影



point (3つの方針に紐づく)
施策の方向性は全7つ



計6ページ

魅力発信	1	理念
	2	みどりの魅力
	3	みどりの展望
	4	メッセージ
計画	5	計画の概要
	6	方針・施策の方向性
	7	各みどりの方向性
	—	資料編

章タイトル	内容
各みどりの方向性	各みどりにおける施策の詳しい内容

この章の意図

みどりの分類ごとに、取組の方向性を示す

留意点

- ✓ 一貫性を持たせるため、2章「みどりの魅力」と同じみどりの分類ごとにパート分けする
- ✓ 取組の具体的なイメージにつながるような写真を掲載

取組のイメージに
つながる写真



⋮

みどりの分類ごとに記載

約10ページ

魅力発信	1	理念
	2	みどりの魅力
	3	みどりの展望
	4	メッセージ
計画	5	計画の概要
	6	方針・施策の方向性
	7	各みどりの方向性
	—	資料編

章タイトル	内容
資料編	各種資料、写真等

この章の意図

計画の本文に関連する資料を参考情報として示す

記載内容	詳細
前計画の概要	現行計画(2010年策定)についてのまとめ情報
検討の経過	「緑の基本計画検討部会」の開催状況等
用語解説	計画中の専門用語等に関する索引・解説
文献リスト	計画中で引用した文献等の一覧

資料は以上となります。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

制定 平成25年11月15日 条例第49号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1)～(10) (略)

(関係条例の一部改正)

3, 4 (略)

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	(略)	(略)

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

7 (略)

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
(略)	(略)	(略)	(略)
京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化，公園及び緑地に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	15人以内	2 年
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

○京都市都市緑化審議会規則

平成25年11月15日

規則第105号

京都市都市緑化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市都市緑化審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任し

ないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の審議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に審議会の会長又は副会長として定められ、又は指名されたものとみなす。

都市緑地法(抄)

昭和四十八年法律第七十二号
令和6年11月8日施行(令和六年法律第四十号による改正)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の任務等)

第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号。以下「首都圏保全法」という。)第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

4 この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号。以下「近畿圏保全法」という。)第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針及び計画

(基本方針)

第三条の二 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

四 都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する広域計画の策定に関する基本的な事項

五 市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の第四条第一項に規定する基本計画の策定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項

3 基本方針は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第六条第二項に規定する全国計画及び環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(広域計画)

第三条の三 都道府県は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画(以下「広域計画」という。)を定めることができる。

2 広域計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

四 都道府県の設置に係る都市公園(都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。次条第二項第四号において同じ。)の整備及び管理に関する事項

五 町村の区域内の緑地保全地域内における第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

六 特別緑地保全地区内における第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

3 広域計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする都道府県にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする都県にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする府県にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4 都道府県は、広域計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係市町村の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、広域計画に第二項第五号に掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、広域計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、広域計画の変更について準用する。

(基本計画)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき(広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して)、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項(町村にあつては、口から二までに掲げる事項)

イ 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

ロ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定(次号ニ、第八条第九項第七号及び第十四条第九項第五号において「管理協定」という。)に基づく緑地の管理に関する事項

ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約(次号ホ、第八条第九項第八号及び第十四条第九項第六号において「市民緑地契約」という。)に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項

六 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する次に掲げる事項

イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ロ 緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であつて高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの(以下「機能維持増進事業」という。)の実施の方針

ハ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

ニ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項

ホ 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項

七 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区(次号において「生産緑地地区」という。)内の緑地の保全に関する事項

ハ 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項

九 緑化地域における緑化の推進に関する事項

十 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

3 前項第六号ロに掲げる事項には、市町村又は第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構(以下この項及び次章第二節において「都市緑化支援機構」という。)が特別緑地保全地区内の土地において行う機能維持増進事業に関する事項を定めることができる。この場合において、都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業に関する事項を定めるときは、あらかじめ、都市緑化支援機構の同意を得なければならない。

4 基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

5 市町村は、基本計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 市は、基本計画に第二項第五号イに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴かななければならない。

7 町村は、基本計画に第二項第五号ロ又は第六号イ若しくはロに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同項第五号ハ若しくはニ又は第六号ハからホまでに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

8 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

9 第三項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(後略)